

要 請 書

平成28年 9 月

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会

要請事項

I 米軍基地負担の軽減について

- 1 在沖海兵隊の国外移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について
- 2 普天間飛行場の固定化を阻止し、県外移設、早期返還及び危険性除去を実現することについて
- 3 オスプレイの配備について
- 4 米軍人・軍属等による事件等の抜本的防止対策について
- 5 米軍の演習等に伴う事故等の防止及び安全管理の徹底について
- 6 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音等の軽減について
- 7 米軍の活動及び基地運用による生活環境被害や自然環境破壊の防止対策の強化について
- 8 ホテル・ホテル訓練区域の解除区域の拡大等、並びに鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還について

II 日米地位協定の抜本的な見直しについて

III 米軍施設・区域の返還及び跡地利用に係る諸問題の解決促進について

- 1 駐留軍用地跡地利用に関する諸施策の着実な推進について
- 2 公共事業の実施に伴う駐留軍用地の一部返還の迅速化及び米軍発注工事における県内建設業者による受注機会の拡大について
- 3 駐留軍等労働者対策の充実について

I 米軍基地負担の軽減について

1 在沖海兵隊の国外移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について

要請

- ア 在沖海兵隊の国外移転を確実に実施すること。
- イ 沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画については、移設する場所、施設内容等の具体的な返還手順等十分な説明を行うこと。
- ウ 跡地利用を効果的かつ円滑に進められるよう配慮すること。
- エ 政府の責任において、移設に伴う諸課題の解決及び移設先の環境整備を行うこと。
- オ 文化財調査専門員の確保等必要な支援を行うこと。
- カ 統合計画の実施にあたっては、マスタープランの作成等について県・市町村の意見を聴取する場を設けること。
- キ 駐留軍従業員の雇用の確保について、統合計画の実施に伴う従業員の雇用に関する詳細な情報提供及び迅速かつきめ細かな対応を行うこと。
- ク SACO関連事業で協議が中断していた事例について、確実に施設・区域の一部返還等の手続きを進めること。

理由

在日米軍兵力の本県への集中は、日本全国の中で明らかに不公平であり、応分の負担をはるかに超えております。

日常的に発生する航空機騒音をはじめ、実弾射撃演習による原野火災や自然環境の破壊、油類による河川及び海域の汚染や土壌の汚染、航空機事故のほか、米軍人等による刑法犯罪等の発生などは、県民生活に様々な影響を及ぼしています。

平成25年4月5日、日米両政府は、沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画を発表しました。

在沖海兵隊約9千人の国外移転及びそれに関連する嘉手納飛行場より南

の施設・区域の返還については、将来の沖縄の米軍基地のあり方に大きな影響を与えるとともに、沖縄の振興発展の将来を左右する大きな転機になることから、確実な実施がなされる必要があります。

発表された統合計画では、嘉手納飛行場より南の6施設・区域について、返還範囲、時期、手順等が示されておりますが、未だ具体的な取組み内容が示されていない部分があります。

本協議会としては、政府が十分な説明を行うこと、今後の推進にあたっては、移設先における諸課題の解決を政府の責任で行うこと及び新たな負担を受け入れる地域の負担を緩和するための措置を継続すること並びに、地元の意向を反映させ、計画的に実施されることが必要と考えております。

今後、統合計画の実施に伴って、大規模な土地の返還が予定されていることから、跡地利用を効果的かつ円滑に進められるよう、返還する施設・区域の使用履歴、土壌調査情報、インフラの整備状況、地主の情報等の必要な情報の提供をしていただくと共に、国有地の活用、返還時期等についての地元の意向への配慮をしていただく必要があります。

また、駐留軍従業員の雇用確保についても、統合計画の実施に伴う従業員の雇用に関する詳細な情報提供及び迅速かつきめ細かな対応を行っていただく必要があります。

在沖海兵隊の国外移転については、統合計画の進展に支障をきたすことがないように、速やかに開始する必要があると考えております。

キャンプ・ハンセン所在町村が計画している金武地区一般廃棄物最終処分場建設など、SACO関連事業として採択されたにもかかわらず、再編実施のための日米ロードマップで示された施設・区域の統合が進展しないことを理由に事業実施が進んでいなかった事例については、今後、整備予定地の一部返還等の手続きを確実に進めるとともに、施設整備に向けては、SACO関連事業と同等の国庫負担を行うよう求めます。

2 普天間飛行場の固定化を阻止し、県外移設、早期返還及び危険性除去を実現することについて

要請

- ア 普天間飛行場の固定化は絶対に避け、県外移設及び早期返還に取り組むこと。
- イ 普天間飛行場問題の原点に立ち返り、5年以内運用停止をはじめ、一日も早い危険性除去及び基地負担軽減に危機感をもって取り組むこと。

理由

普天間飛行場は、市街地の中心部に位置しており、住民生活に著しい影響を与えていることから、周辺住民の航空機事故への不安や騒音被害などを解消することが喫緊の課題となっております。

特に、平成16年8月には、沖縄国際大学構内に普天間飛行場所属の大型ヘリコプターが墜落、炎上する深刻な事故が発生しており、同飛行場の早期返還及び危険性の除去は県民の強い願いであります。

しかし、日米両政府において普天間飛行場全面返還が合意されてから20年経過した今なお、返還は実現しておらず、周辺住民の我慢や負担はすでに限界を超えております。

普天間飛行場の早期返還を実現するためには、改めて県外移設を追求し、同飛行場の固定化を避ける方策を検討し、講じる必要があります。

また、返還するまでの間であれ、その危険性を放置することはできないことから、県民の視点に立ち、一日も早い危険性の除去及び騒音の軽減等の基地負担軽減に、危機感をもって取り組んでいただく必要があります。

政府においては、平成19年8月に公表した危険性除去のための諸施策を平成21年5月までに全て完了し、また、平成26年8月、KC-130空中給油機15機の岩国飛行場への移駐を完了したとのことあります。地域住民の生命、財産、安全を守る観点から、更なる抜本的な改善措置を早急に講じ、同飛行場の5年以内運用停止の実現について強力に取り組んでいただく必要があります。

3 オスプレイの配備について

要請

- ア オスプレイの配備計画を見直すこと。
- イ オスプレイの訓練移転を着実に推進すること。
- ウ 日米合同委員会合意事項を徹底的に遵守すること。
- エ 住民地域に隣接する着陸帯の運用を停止すること。
- オ オスプレイの低周波音による人体及び環境への影響を調査すること。
- カ CV-22オスプレイの訓練等により、基地負担を増大させないこと。

理由

平成24年9月、日米両政府は、オスプレイの飛行運用に当たって最大限の安全対策を採ることに合意したとしておりますが、平成24年12月に沖縄県が求めた飛行状況の検証に対し、平成25年7月30日に日本政府は当該合意に基づき飛行運用を行っているものと認識していると回答しております。

米軍の裁量に委ねられた当該合意事項に基づく飛行運用は、県民不安の解消に繋がるものではなく、政府は厳格に実効性が担保されるよう強く求めるべきであります。

本協議会は、これまで再三にわたり、県民の不安が払拭されていない状況では、MV-22オスプレイの沖縄配備には反対すると申し入れてきたにもかかわらず、平成25年8月までに24機のオスプレイが配備されております。

普天間飛行場は、市街地の中心部に位置しており、オスプレイの配備が同飛行場の危険性を増大させることは明らかであります。

平成24年11月に沖縄県が実施した調査において、オスプレイが発する低周波音のレベルは、他の米軍機に比べて高い数値を示すことが確認されるなど、これまで以上に日常生活への影響が懸念されております。

住宅等に近い着陸帯での運用における低空飛行は、付近住民などに不安や騒音被害などの影響を及ぼしております。

沖縄県民は、長きにわたり、米軍基地の過重な負担を負いつつ、日米安

全保障体制に貢献してきましたが、進まぬ整理・縮小、頻発する事件・事故に加え、オスプレイの追加配備により、依然として負担軽減は現れておらず、その認容は限界に達しております。

つきましては、オスプレイの県外配備の早期実施や訓練移転など、実効性のある措置を講じていただく必要があります。

また、日米合同委員会合意事項の徹底的な遵守や飛行実態の確認、住民地域に隣接する着陸帯での離発着などの運用停止など、具体的な措置が必要であります。

さらに、政府においてオスプレイの運用に伴う低周波音の測定を行い、人体及び環境に及ぼす影響を調査し、その結果、影響が確認された場合には適切な措置を講ずる必要があります。

また、平成27年10月14日、「CV-22の横田飛行場配備に関する環境レビュー」により、沖縄の訓練場を使用することが示されました。

政府は、沖縄の負担軽減のため、沖縄に配備されたオスプレイの訓練等の約半分を県外で行うこととしておりますが、このような中、CV-22オスプレイの沖縄県での訓練が実施されることは、負担軽減に逆行するものであります。

CV-22オスプレイの訓練等により、基地負担が増大することがないように取り組んでいただく必要があります。

4 米軍人・軍属等による事件等の抜本的防止対策について

要請

- ア 事件等の再発を防止するため、より一層の綱紀肅正及び人権教育の徹底を含め、再発防止について万全を期すこと。
- イ 米軍人・軍属等の研修・教育については、沖縄県と十分に調整の上、改善すること。
- ウ 事件等に係る原因究明及び調査結果を速やかに公表すること。

理由

これまで本協議会では、米軍人・軍属等による事件等の根絶を図るため、綱紀肅正や再発防止、教育の徹底について、関係機関に繰り返し強く申し入れてきたところであります。しかしながら、依然として事件・事故が後を絶たない状況が続いております。

米軍構成員等による刑法犯罪は、復帰から平成28年7月末現在で5,912件に達しており、このうち殺人、強盗、強姦といった凶悪事件が576件発生しております。

平成28年は、3月に米軍人による準強姦事件、翌4月には米軍属による女性の殺人等事件が発生し、県民に大きな衝撃と新たな不安を与えております。

このような事件が二度と起きないように、より一層の綱紀肅正及び人権教育の徹底を含め、再発防止について万全を期す必要があります。米軍人・軍属等の研修・教育については、沖縄県と十分に調整の上、改善する必要があります。

また、県民の不安を軽減する観点から、事件・事故の徹底した原因究明及び事件・事故に係る調査結果についても速やかに公表していただく必要があります。

5 米軍の演習等に伴う事故等の防止及び安全管理の徹底について

要請

- ア 訓練・演習の具体的な内容を事前に公表すること。
- イ 演習等による事故が発生した場合は事故調査結果を速やかに公開し、原因究明を徹底的に行うとともに、安全管理において抜本的かつ実効性のある措置を講じること。
- ウ 米原子力艦船による原子力事故を想定した資機材の整備や安全体制の構築等について、政府の責任において、地方公共団体に対し、財政的措置を含めた十分な支援を行うこと。

理由

本協議会は、これまで累次にわたり、関係機関に対し、米軍の演習等に伴う事件・事故の再発防止や安全管理の徹底等を強く申し入れてきましたが、現在も演習関係の事故等は後を絶たない状況が続いております。

航空機関連事故については、平成16年の沖縄国際大学へのヘリコプター墜落事故、平成25年の沖縄本島の東の海上でのF-15戦闘機墜落事故、キャンプ・ハンセンでのHH-60ヘリコプター墜落事故、平成27年のうるま市沖でのMH-60ヘリコプター着艦失敗事故などを含め、復帰後683件（うち45件が墜落事故）が発生しております（平成28年7月31日現在）。

平成27年1月に出砂島射爆撃場水域でAH-1Wヘリコプターからミサイルポット等が落下した事故など、昨年1年間で8件の部品落下事故が発生しており、事故原因の徹底的な究明と公表、再発防止措置を含む一層の安全管理の徹底等に万全を期すよう強く米軍側へ求めていただく必要があります。

さらに、実弾を使用した射撃・砲撃訓練や爆破訓練等により、復帰後598件の山林・原野火災が発生し（平成28年7月31日現在）、また、山肌が裸地化し、そこから赤土が流出する事態も発生しているほか、ハリア一攻撃機による訓練水域外への爆弾誤投下（平成20年・鳥島射爆撃場）、提供施設外への米兵のパラシュート降下（平成26年12月・伊江島）、フェンス外への重量約800キロの物資落下（平成26年4月・伊江島）などの事故も相次いでおります。

訓練・演習の実施にあたっては、沖縄防衛局を通じ文書で事前に通報が行われておりますが、その中には訓練・演習の内容や、実施時間など詳細についての情報は記載されておらず、住民は大きな不安を抱えております。

平成28年8月、米国政府から日本政府に対し、F-35Bを岩国飛行場に配備する旨説明がなされましたが、当該F-35Bの運用や訓練場所等の情報については明らかにされておられません。

つきましては、住民の不安を軽減するためにも、演習・訓練の実施にあたっては、その具体的内容を事前に公表していただく必要があります。

また、事故が発生した場合は、事故調査結果を速やかに公開し、原因究明を徹底的に行っていただくとともに、安全管理において、抜本的かつ実効性のある措置を講じていただく必要があります。

米原子力艦船が頻繁に寄港する本県においては、万が一原子力事故が発生した場合に備えた十分な予防・応急対策の構築が喫緊の課題となっております。

つきましては、米原子力艦船による原子力事故を想定した資機材の整備や安全体制の構築等について、政府の責任において、関係地方公共団体に対し、財政的措置を含めた十分な支援を行っていただく必要があります。

6 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音等の軽減について

要請

- ア 嘉手納飛行場において実施されている一部訓練移転について、効果の検証を行い、当該結果を踏まえ、具体的かつ実効性のある対応策を講じること。
- イ 環境基準の達成に向け、「嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置」を厳格に運用すること。
- ウ 住宅地等上空の飛行を回避すること。
- エ 両飛行場周辺における航空機の飛行高度、飛行コース等の飛行実態を明らかにするためのシステムを設置し、そのデータを公表すること。
- オ 住宅防音工事対象区域の拡大、区域指定告示後に建築された住宅への適用拡大、事務所・店舗の対象化等、騒音対策の強化・拡充を図ること。
- カ すべての認可外保育施設を防音対策事業の補助対象施設とすること。
- キ 防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱の改正により補助対象外とされた3級及び4級の防音工事により新たに設置する空調設備の維持費について、引き続き補助対象とすること。
- ク 太陽光発電システム設置助成の早急な制度化を図ること。

理由

米軍の運用が周辺地域に与える影響は多岐にわたっていますが、とりわけ住宅地域に隣接する嘉手納飛行場及び普天間飛行場を離発着する航空機による騒音は、地域住民の生活環境に深刻な影響を与えています。

本協議会は、航空機騒音及び騒音被害の軽減について、これまで繰り返し要請を行ってきたところではありますが、依然として目に見える形での改善が図られていない状況にあります。

嘉手納飛行場では、F-15戦闘機等の常駐機に加え、国内外から飛来するいわゆる外来機によって、タッチ・アンド・ゴーなどの飛行訓練や低空飛行、住宅地域に近い駐機場でのエンジンの試運転が頻繁に行われ、加えて

米国州空軍F-16戦闘機等が累次にわたり数ヶ月間暫定配備されるなど、周辺地域における騒音は激しく、日常生活への影響はもとより、排気ガスによる異臭、聴力の異常、授業の中断等、地域住民の健康や生活に甚大な被害を与え続けております。

同飛行場においては、米軍再編に伴う訓練の一部移転が実施されておりますが、目に見える効果が現れておらず、依然として負担軽減が図られていない状況であることから、継続的に訓練移転の効果の検証を行い、当該結果を踏まえ、早急に具体的かつ実効性のある対応策を講じていただく必要があります。

普天間飛行場周辺では、ヘリコプターの住宅地上空における低空旋回飛行による恒常的な騒音発生や低周波音が問題となっており、特に夜間に発生する騒音は住民にとって大きな負担となっております。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置が合意された平成8年3月以降も、航空機騒音測定結果は、毎年多くの測定局で環境基準値を超過しており、環境基準の達成に向け、航空機騒音規制措置を厳格に運用していただく必要があります。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場のみならず、キャンプ・ハンセン、キャンプ・シュワブ等の演習場周辺においても、騒音被害が顕著となっております。

また、沖縄本島の広い範囲において住宅地や大規模なガス等貯蔵施設の上空を飛行しており、近年、県内各地から苦情や不安の声が増加していることから、住宅地等上空の飛行を回避する必要があります。

航空機騒音規制措置や住宅地等上空の飛行に関し、効果的な対策を図るためには実態を把握する必要があることから、飛行高度や飛行コース等の飛行実態を明らかにするため、政府において継続して調査を行い、そのデータを県民に公表していただく必要があります。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺地域においては、「防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律」に基づき、これまで住宅防音工事が実施されてきましたが、区域指定後に建築された防音工事の対象とならない住宅が多くなっているほか、騒音被害の実態があるにもかかわらず、住宅防音工事区域から外れている住宅や防音工事の対象とならない事務所、店舗

も多く存在しております。

つきましては、住宅防音工事区域指定値の現行 L den62 デシベル（75WEC PNL）から環境基準値 L den57 デシベル（70WEC PNL）に改めること等による対象区域の拡大、区域指定告示後に建築された住宅の防音工事対象化、事務所・店舗の防音工事対象化等、騒音対策の強化・拡充を図っていただく必要があります。

また、航空機騒音によって、子ども達の心身に及ぼす悪影響が懸念されているところですが、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律等に基づく防音対策事業においては、認可外保育施設指導監督基準を満たしていない認可外保育施設等は補助の対象外とされています。

認可外保育施設に入所する乳幼児の健やかな成長のため、すべての認可外保育施設を認可保育所と同様の基準で防音対策事業の補助対象施設とし、補助対象経費には、防音設備、空調設備に対する工事費のほか空調設備の維持費も含めていただく必要があります。

さらに、学校及び保育施設における3級及び4級の防音工事として、平成28年度以降に実施設計を行い新たに設置する空調設備の維持費を補助対象外とする制度変更がなされていますが、航空機騒音の低減を図り、良質な教育・保育環境を確保するため、引き続き当該維持費を補助対象としていただく必要があります。

住宅防音工事が実施された住宅には空調機器が設置されておりますが、当該空調機器の電気料金については原則住民の負担となっております。

電気料金の負担を軽減するための施策として、太陽光発電システム設置助成の制度化について引き続き検討を行っていただく必要があります。

7 米軍の活動及び基地運用による生活環境被害や自然環境破壊の防止対策の強化について

要請

- ア 米軍の活動及び基地運用による生活環境被害や自然環境破壊の防止対策を強化するとともに、事件・事故の際の速やかな基地内への立ち入りを認めること。
- イ 日米地位協定に環境条項を新設し、環境保全に関する国内法の適用等を行うこと。
- ウ 日米地位協定が改定されるまでの間も、環境関連の事件・事故について、国内法の基準や手続きに準じた対応を行い、その結果について、迅速に地方自治体等に説明すること。
- エ 水道水源の水質改善を図るため、嘉手納基地内が汚染源と推定される高濃度の有機フッ素化合物（P F O S）に関する調査に協力するとともに、適切な対応策を講じること。
- オ 米軍の基地運用に起因するテレビ放送等の受信障害について必要な調査を実施し、適切な措置を講じること。
- カ 普天間飛行場を防衛施設周辺放送受信事業補助金の助成対象区域とすること。
- キ 過去に本県の米軍施設内で枯葉剤が使用されていたとする退役米軍人等の証言について、政府において調査を行い、地元自治体等へ説明を行うこと。
- ク 米軍施設で発生する廃棄物について、分別の徹底により3R（リユース、リデュース、リサイクル）を推進し、排出抑制を図るとともに、米国政府の責任で適正に処理すること。
- ケ 国内における処理期限を周知した上で、米軍基地内のP C B廃棄物（現在使用中のものを含む）が適切かつ計画的に処理されるよう、在日米軍に求めること。

理由

世界的に環境保護の重要性が叫ばれている今日、自然環境の保全には特に力を注いでいく必要があります。

しかしながら本県においては、依然として米軍基地に起因する種々の生活環境被害や自然環境破壊が発生しており、さらに現状では、米軍の運用に対しては環境保全に関する国内法は適用されず、情報開示も十分になされていないことから、多くの問題が生じております。

特に、油類及び汚水等の流出事故については、復帰後173件が確認されており（平成27年12月末現在）、汚水やジェット燃料が河川を通じ民間地域へ流れ出る事故が度々発生しております。これらの河川や、米軍基地の地下に存在する井戸は、県民の水道水の貴重な取水源であることから、このような事故は、環境の汚染はもとより、県民の健康への影響の面からも懸念されます。

さらに比謝川や嘉手納井戸群において高濃度の有機フッ素化合物（P F O S）が検出されている問題について、安全な水道水を安定的に確保する上で大きな支障となっていることから、早期に原因を究明するための調査にご協力いただくとともに、適切な対応策を講じていただく必要があります。

また、嘉手納飛行場では、サイレン・爆発音・拡声器放送を使用した訓練・演習が行われ、日常的に航空機騒音に悩まされている周辺住民にさらなる苦痛を与えております。

さらに、キャンプ・シュワブ演習場など県内の米軍演習場の周辺地域については、米軍の射撃訓練や爆破訓練、廃弾処理（自衛隊の実施を含む）等から発生する爆発音や振動により、周辺住民の生活環境に多大な影響が生じており、政府において対策に向けた実態把握を行っていただく必要があります。

つきましては、米軍の活動及び基地運用等により発生する生活環境・自然被害への防止対策を強化するとともに、事件・事故の際の速やかな基地内への立ち入りを認めていただく必要があります。

また、米軍の運用に対しても、環境保全に関する国内法が適用されるよう、日米地位協定に環境条項を新設していただく必要があります。

さらに、日米地位協定の見直し等が行われるまでの間も、全ての環境関連の事件・事故等について、日本政府の責任において、国内法の基準や手続等に準じた対応を行い、その結果について、迅速に地元自治体等に説明

を行っていただく必要があります。

一方、米軍の基地運用に起因するテレビ放送等の受信障害について、米軍基地周辺住民等の要望に基づき必要な調査を実施し、影響が認められた場合は、適切な措置を講じていただく必要があります。

普天間飛行場は、FA-18等のジェット戦闘機も飛来する米海兵隊の航空基地であります。県の実施する平成26年度航空機騒音測定結果では、依然として環境基準の超過が観測されており、防衛施設周辺放送受信事業補助金の助成対象区域とする等適切な措置を講じていただく必要があります。

さらに、本県の米軍施設・区域内において過去に枯葉剤が使用されていたとする在沖米軍基地に駐留していた退役米軍人等の証言に加え、米軍がベトナムから沖縄に枯葉剤を運び、貯蔵したとする米陸軍化学物質庁の報告書に関する報道により、地元自治体では健康被害、環境汚染等の懸念がますます広がっております。

つきましては、住民の不安を解消するため、政府において調査を行い、地元自治体等へ説明を行っていただく必要があります。

また、米軍基地から排出される廃棄物は、民間処理業者によって収集運搬から処理・処分まで、委託処理されていますが、分別がなされておらず、悪臭等の発生のおそれがあるとともに、リサイクルが困難となる場合があります。

つきましては、米軍自ら3R（リユース、リデュース、リサイクル）を推進し、排出抑制を図るとともに、適正処理を行っていただく必要があります。

PCB特措法により沖縄県内の高濃度PCB廃棄物のうち、高圧トランス・コンデンサ類は平成31年3月31日、安定器等・汚染物は平成34年3月31日までに処理する必要があります。

供用中の基地の場合、基地内のPCB廃棄物は、日本環境管理基準（JEGS）に基づき米軍が処理を行っていますが、基地返還の際は米軍側に原状回復義務が課されていないため、返還跡地の建物等で確認されたPCB使用機器等を日本国政府（沖縄防衛局）が保管、処理しています。

今後上記期限以降に返還される米軍基地・施設において高濃度PCB廃棄物が確認された場合、国内で処理できないこととなります。

つきましては、国内における処理期限を周知した上、米軍基地・施設内のPCB廃棄物（現在使用中のものを含む）を米軍が適切かつ計画的に処理するよう政府から求めていただく必要があります。

8 ホテル・ホテル訓練区域の解除区域の拡大等、並びに鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還について

要請

ホテル・ホテル訓練区域の解除区域の拡大等、並びに鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場を返還すること。

理由

ホテル・ホテル訓練区域及びその周辺のうち、沖縄本島に近接した海域は、カツオやマグロ、ソデイカの好漁場であります。

また、同訓練区域には、那覇～南北両大東島間の航空路及び海上交通路が近接しており、生活航路の安全確保の観点からも懸念があります。

平成26年7月には、マグロ延縄漁業等の操業に関し、同区域の一部における使用制限の一部解除が日米合同委員会合意のもと実行されておりますが、解除対象となる水域範囲が狭いことや、浮魚礁漁業やソデイカ漁業の操業が引き続き認められてないことから、解除対象水域の拡大及び対象漁業の拡充を求めます。

鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場周辺の海域については、浮魚礁漁業が盛んであるとともに、もずく養殖場が隣接しております。

沖縄県周辺海域には、日米地位協定に基づく広大な米軍提供水域が設定され、漁場が制限されているとともに、漁場間の移動に大きな制約を受けております。

平成20年4月には鳥島射爆撃場の訓練水域外において米海兵隊所属機による爆弾の誤投下事件が発生するなど、漁船の安全操業がおびやかされております。

特に、鳥島射爆撃場については、長年の実弾射爆撃訓練により、島としての形状を失いつつあり、我が国の領土保全上、重大な問題であります。

つきましては、漁船の安全操業、漁場環境、我が国の領土を保全するため、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還を求めます。

II 日米地位協定の抜本的な見直しについて

要請

以下に示すとおり、日米地位協定の抜本的な見直しを図ること。

- (ア) 第2条関係（施設・区域の許与、決定、返還、特殊使用）
 - a 施設・区域に関する協定の内容について、関係地方公共団体から要請があった場合、これを検討する旨を明記すること。
 - b 前述の検討に際し、関係地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重する旨の明記と、返還の検討に際しても同様に対応することを明記すること。
 - c 個々の施設・区域に関する協定には、その使用範囲、使用目的、使用条件等を記載する旨を明記すること。
- (イ) 第3条関係（施設・区域内外の管理）
 - a 事前通知後の施設・区域への立入りを含め、地方公共団体の公務遂行上必要なあらゆる援助を与え、緊急の場合は、即座の立入りを可能にする旨を明記すること。
 - b 航空機事故、山火事など、施設・区域内で発生した事件・事故についても速やかに情報を提供し、災害の拡大防止のため適切な措置を執る旨を明記すること。
 - c 演習、訓練、施設整備等の諸活動の実施に対して、日本国内法を適用する旨を明記すること。
- (ウ) 第3条A（施設・区域の環境保全等）
 - a 次の内容の環境条項を新設する旨を明記すること。
 - (a) 合衆国軍隊の活動に伴って発生する公害を防止し、自然環境を保全するために必要な措置を講ずる責務を有し、環境保全に関する日本国内法を適用する。
 - (b) 施設・区域におけるすべての計画策定に当たっては、人、動植物等に及ぼす影響を最小限とし、当該計画に基づく事業実施前後においても影響を調査、評価し、当該結果を公表するとともに、日米両政府は調査結果を踏まえ、環境保全上の措置について協議する。

- (c) 合衆国軍隊の活動に起因して発生する環境汚染は、合衆国の責任において適切な回復措置を執り、費用負担は日米両政府間で協議する。
- b 日米両政府間で締結された環境補足協定については、同協定が実効性のあるものとなるよう努めるとともに次の内容に配慮すること。
 - (a) 事故や環境汚染が確認された場合には関係する地方自治体の速やかな現場立入りや試料採取を含む合同調査が可能となるよう環境補足協定の運用に努めること。また、日本政府または合衆国政府が行う環境調査や汚染除去の過程を、事前に関係する地方自治体に説明すること。さらに、関係する地方自治体が必要と認める場合は、汚染除去後、確認調査及び一定期間のモニタリング調査を可能とすること。
 - (b) 土地の返還に関連する立入りについては、跡地利用計画が円滑に推進されるよう、返還合意後、極力早期、少なくとも返還3年以上前からの立入調査を可能とすること。また、環境補足協定締結後、立入りが認められていない米軍施設・区域における文化財調査等の現地調査の実施を可能とすること。
 - (c) 文化財の発掘調査に伴い、環境汚染や遺棄物等が発見された場合、上記(a)に基づき調査等を行うこと。また、発掘調査の安全性を確認するための調査を実施すること。
- (エ) 第4条関係（施設・区域の返還、原状回復、補償）

日米両政府は、施設・区域の返還に際し、事前に環境汚染等を共同で調査し、環境汚染が確認されたときは、原状回復等の必要な措置を執ること。費用負担を日米両政府間で協議する旨を明記すること。
- (オ) 第5条関係（船舶・航空機の出入・移動）
 - a 民間の空港及び港湾の使用は、緊急時以外は禁止する旨を明記すること。
 - b 「出入」・「移動」には、演習等の実体を伴うものを含まない旨を明記すること。
- (カ) 第9条関係（米軍人・軍属・家族の出入国）

人、動物及び植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関し、国内法を適用する旨を明記すること。

(キ) 第13条関係（課税）

私有車両に対する自動車税等について、民間車両と同じ税率で課税する旨を明記すること。

(ク) 第15条関係（歳出外資金諸機関）

施設・区域内の諸機関が提供する役務について、日本人に対する提供を制限する旨を明記すること。

(ケ) 第17条関係（刑事裁判権）

日本国当局からの被疑者の起訴前の拘禁移転要請に応ずる旨を明記すること。

(コ) 第18条関係（民事請求権）

a 公務外の合衆国軍隊の構成員、軍属、若しくはそれらの家族の行為等により損害が生じた場合、損害賠償額が裁判所の確定判決に満たない場合は、日米両政府の責任で差額を補填し、補填に要した費用負担を両政府間で協議する旨を明記すること。

b 日本国の裁判所の命令がある場合、合衆国軍隊の構成員又は軍属に支払うべき給料等を差し押さえ、日本国の当局に引き渡さなければならない旨を明記すること。

(サ) 第25条関係（合同委員会）

日米合同委員会の合意事項を速やかに公表する旨を明記すること。

理由

本県には米軍基地が過度に集中し、しかも基地の多くが住宅地域に近接しており、これらの米軍基地から派生する事件・事故や環境問題、軍人・軍属及びその家族による犯罪等が県民生活に大きな影響を及ぼしていることから、米軍基地の整理縮小と日米地位協定の見直しが重要な課題となっております。

本協議会は、米軍基地に起因する様々な事件・事故等から県民生活や人権を守り、県民の福祉向上を図る観点から、米軍基地の運用のあり方等についての検討が必要であると考え、これまで機会あるごとに日米地位協定の抜本的見直しを日本政府に求めてまいりました。

日米地位協定は、締結から50年以上が経過し、環境についての対応が全く触れられていないなど、人権や環境問題などに対する意識の高まり等の中で、時代にそぐわないものとなっております。

つきましては、基地の提供責任者である日本政府において、早急に日米地位協定の抜本的見直し作業に着手し、実務的な対応を行っていただく必要があります。

Ⅲ 米軍施設・区域の返還及び跡地利用に係る諸問題の解決促進について

1 駐留軍用地跡地利用に関する諸施策の着実な推進について

要請

駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用が図られるよう、国、県、関係市町村の密接な連携による駐留軍用地跡地利用に関する諸施策を着実に推進すること。

理由

駐留軍用地跡地については、良好な生活環境の確保、新たな産業の振興、交通体系の整備、自然環境の保全・再生など、沖縄の振興のための貴重な空間として、有効かつ適切な利用を図る必要があります。

跡地利用の推進に向けては、早期に跡地利用計画を策定することが重要であり、その計画策定に向けては、返還前の早い段階から掘削を伴う立入調査（文化財調査、自然環境調査等）を行う必要があります。

平成27年3月に返還された西普天間住宅地区跡地については、国、県、宜野湾市、同市地主会、琉球大学等の関係者が連携しながら、高度医療及び研究機能の拡充、地域医療水準の向上、国際研究交流と人材育成の3つの施策を柱とした「国際医療拠点」の形成を目指すこととしており、国の積極的な財政支援等が必要です。

また、西普天間住宅地区跡地に隣接するインダストリアル・コリドー南側部分については、国道58号へのアクセス道路を整備するため、平成27年12月に共同使用が日米合同委員会で合意されたところですが、拠点形成に向けては、同跡地との一体的な土地利用が不可欠であり、同南側部分の早期返還が併せて必要です。

平成28年6月2日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2016」（いわゆる「骨太の方針」）においては、西普天間住宅地区跡地について、関係府省庁の連携体制のもと、国際医療拠点構想の具体的な検討を進めた上で、同跡地への琉球大学医学部及び同付属病院の移設や同大学を中心とした健康・医療分野での先端的な研究など高度な医療機能の導入をはじめとする駐留軍用地跡地の利用の推進を図るとされております。

今後、同跡地については、跡地利用推進法第27条に基づく「国の取組方針」において、国家戦略としての位置づけることが重要となります。

以上のことを踏まえ、跡地利用推進法の基本理念に則り、今後とも、国、県、関係市町村の密接な連携により、駐留軍用地跡地利用に関する諸施策を着実に推進することが必要不可欠であります。

平成25年6月、米軍基地跡地に所在する沖縄市サッカー場の工事現場において、地中から米軍由来と思われるドラム缶が発見され、その付着物からはダイオキシン類等が検出されたことから、沖縄市においては、同施設工事の中断及び土壌等調査による財政負担や、市民の施設利用に支障が生じております。

つきましては、既に返還された土地についても跡地利用推進法の趣旨を踏まえ、国の責任において汚染原因の特定、支障除去措置、地権者の負担が生じないよう適切な措置等を講ずる必要があります。

なお、支障除去措置を講ずるにあたり、駐留軍用地跡地及びその周辺の自然環境の保全が図られるよう、自然環境調査の実施及び調査結果を踏まえた保全措置が必要であります。

2 公共事業の実施に伴う駐留軍用地の一部返還の迅速化及び米軍発注工事における県内建設業者による受注機会の拡大について

要請

- ア 道路・河川等を整備する公共事業の推進上必要な、米軍施設・区域の一部返還を迅速に進展させること。また、返還に至るまでの間、現地調査または工事实施が可能な個所・区域については、早期の現地調査と工事着手について協力すること。
- イ 米軍発注工事における履行保証証券（履行ボンド）の免除及び分離・分割発注の実施に取り組むこと。

理由

陸上交通の大半を自動車交通に依存し、台風や集中豪雨による浸水被害を頻繁に受ける本県にとって、道路網の体系的整備及び治水等の河川整備は、県民生活の利便性向上及び安全・安心の県土づくりを進める上で極めて重要な公共事業であります。

しかしながら、これらの公共事業を実施する上で米軍施設・区域の一部返還が必要となる場合、部分的な敷地境界線の変更であるにもかかわらず、それに向けた協議が進展しないために、長年にわたり公共事業の進捗が滞る事例が多く生じております。

つきましては、本県の道路・河川等を整備する公共事業を推進する上で必要な、米軍施設・区域の一部返還を迅速かつ着実に進展していただく必要があります。

なお、返還に至るまでの間、現地調査または工事实施が可能な個所・区域については、県民生活の利便性向上等を早急に図る観点から、早期の現地調査と工事着手について協力いただく必要があります。

また、沖縄に駐留する米軍からは、毎年多くの工事が米国予算で発注されており、大型案件の発注も行われています。

しかしながら、米国の入札手続では、15万ドル以上の建設工事の場合、契約時に契約金額100%の履行保証証券（履行ボンド）を提出する必要があることから、大型工事になる程、県内建設業者では同証券の確保ができず、また保証する側である地元保険会社でも対応できない状況にありま

す。

履行ボンド提出の根拠となっている米国ミラー法には、外国で行われる工事契約について、履行ボンドの免除条項が存在していますが、このような条項の適用や、地元業者でも参入可能な工事規模への分離・分割など、様々な工夫を行うことにより、沖縄の基地内で発注される工事に、地元業者がより参入しやすくしていただく必要があります。

3 駐留軍等労働者対策の充実について

要請

駐留軍等労働者の雇用主としての立場を踏まえ、駐留軍等労働者に雇用不安を与えることのないよう適切な労務管理を図ること。

理由

在日米軍駐留経費負担に係る特別協定において、労務費については、日本側が負担する上限労働者数が設定されており、超過分については米国が支払うことになっております。

平成28年1月に新たに署名された特別協定において、日本側が負担する駐留軍等労働者の上限数は、前回の協定より553人増加しましたが、うち福利厚生施設等で働く駐留軍等労働者の上限数は、前回の協定より513人減少しております。

本県における福利厚生施設等で働く駐留軍等労働者数は約2,600人となっており、全国（約5,800人）の半数近くを占めていることから、上記の内容を踏まえると、米国の対応次第では、当該労働者の雇用や労働条件に悪影響が生じることを懸念しております。

つきましては、駐留軍等労働者の雇用主としての立場を踏まえ、駐留軍等労働者に雇用不安を与えることのないよう、適切な労務管理をしていただく必要があります。